

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成27年度第1回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成27年6月22日（月）午後1時30分から午後3時10分
- 3 開催場所 東庁舎第一会議室
- 4 会議に出席した者
  - （1）委員 鎌田明会長、古川隆委員、吉田實委員、松田攻治委員、佐藤泰夫委員
  - （2）事務局 総務課 伊勢課長、小野課長補佐、森主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
  - （1）マイナンバー制度について 公開
  - （2）美里町個人情報保護条例の改正について 公開
  - （3）美里町個人番号の利用に関する条例（案）について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
  - 資料1 マイナンバー制度について
  - 資料2 美里町個人情報保護条例の改正について
  - 資料3 美里町個人番号の利用に関する条例（案）について
  - 参考資料1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
  - 参考資料2 社会保障・税番号制度の概要等
  - 参考資料3 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
- 9 会議の概要
  - 議事の概要
    - （1）会議録署名委員及び会議録書記の選出について  
会議録署名委員は、松田委員及び古川委員とする。会議録書記は事務局職員とする。

( 2 ) 議事内容について

事務局が議事について説明を行い、質疑応答を行った。

( 3 ) 次回の会議について

個人番号が通知された後、10月を目途に開催する。

【発言内容の記録】

小野補佐 平成27年度第1回個人情報保護審査会を開催します。なお、本審査会は通常は非公開ですが、今回は諮問事項の審議ではないことから、傍聴者は入れる環境での会議となります。それでは鎌田会長からごあいさつをお願いします。

鎌田会長 今日は暑いところご苦労様です。本日の議題はお渡ししているとおり、マイナンバー制度について、美里町個人情報保護条例の改正について、美里町個人番号の利用に関する条例(案)の3つです。できれば短時間で終了したいと考えておりますので、各委員のご協力をお願いします。

小野補佐 それでは会長が議長となって議事を進めるということになりますので、よろしくをお願いします。

鎌田会長 今日の会議の議事録署名委員は、古川委員と松田委員をお願いします。それから会議録書記については事務局をお願いします。

それでは早速議事に入ります。1番目のマイナンバー制度について。今年の10月に全国民に個人番号が通知され、来年の1月からマイナンバー制度が運用されるということでございます。これについて事務局から説明をお願いします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 アウトラインは掴めましたが、私自身、細部については分からない状態です。今の説明について何か疑問点等はございますか。

吉田委員 運用上の問題についてはもう少し後にならないと分からないとは思いますが、そもそもマイナンバーはどこで採番され、住民基本台帳の番号と繋げたりというような操作はどこで行うのでしょうか。

小野補佐 役場ではシステム上、任意の個人コードを使用しており、それとは別に住基に関しては住基ネットというもので番号を持っています。それから税務署や年金事務所でも個人情報を管理しています。それに対して国ですべてを名寄せした形で1つの番号を振られる形になると思います。

吉田委員 番号を振るというのがよく分からないんです。例えばお子さんが生まれて、出生届を出すと住基ネットに載りますよね。住民番号というのがその中で動いているかと思いますが、これにマイナンバーをくっつけるというのが、どこから発番した番号が繋がってくるのでしょうか。

伊勢課長 どこで番号を作成するかということですね。地方公共団体情報システム機構という独立行政法人がありまして、そこに住民情報を送って機械的に個人番号を生成する形になります。

吉田委員　そこに照会するような形で、住民の情報を届け出て発番するというような形ですか。

伊勢課長　詳細な事務手続はよく分かりませんが、番号は機構で作成します。

小野補佐　国からの一括受託という形で、J LIS という機構から通知が来ます。その結果は本人しか分かりません。個人番号利用事務については、申請書に個人番号を記載する欄を設けることになります。例えば源泉徴収票に個人番号を記載する欄があって、税務課あるいは税務署でその番号で検索して情報を紐付けていくという形になるかと思います。

松田委員　住所が変わっても変わらないのですか。

小野補佐　特別な事情により変更できる場合があるようですが、簡単に変えられる番号ではないようです。

松田委員　本籍や性別、生年月日等から番号を生成するのですか。

小野補佐　どういう数字で構成されるのか詳細は分かりませんが、全く関係ない数字で機械的に振られる可能性が高いと思われます。そうでないとその番号からその人の個人情報を推測されてしまうというリスクがあります。それから通信の場面でも暗号化されるかと思われます。例えば、役場と税務署で税の情報を共有する際は、パソコンの画面上では番号が表示されますが、通信ではその番号ではなく暗号化されたものが走るかと思われます。番号の漏えいに関しては相当危機感をもって対策を講じているようです。申請書には番号を記載してもらいますが、決定通知書には番号を記載しないとか、そういった方向で進むようです。

鎌田会長　他に何かないですか。

佐藤委員　番号は赤ちゃんが生まれてすぐつけられるものなのですか。

小野補佐　即答はできませんが、10月に番号が通知され、1月から申請に基づき番号カードが交付されますが、全国民に交付するには3年位かかると言われています。ですから、随時、出生した方に円滑に交付できるようになるのはいつかと言うと、正確なことは把握できておりません。

佐藤委員　子どもの番号のセキュリティというか、管理はだれが行うのですか。

小野補佐　取扱いは親が行うことになるかと思われます。

佐藤委員　それは決まっているのですか。

小野補佐　生まれたばかりのお子さんや障害がある方の番号の管理については、佐藤委員がおっしゃるとおり管理上の課題があると思われます。それに対してどういう策を講じるかということについては、申し訳ありませんが手元に十分な資料がない状況です。佐藤委員がおっしゃった部分については、情報を収集して周知していかなければいけないと考えています。

佐藤委員　18歳以上になったら番号を渡すとか、そういうところはまだ決まっていないのでしょうか。

小野補佐　国はあくまでも番号を通知しますが、カードについては申請主義です。カードの発行については意思表示が必要となりますので、未就学の段階で個人番号カードを使う機会があるかというのは疑問なところがあります。

- 佐藤委員 障害者の方には障害者手当がありますよね。その手当を子どものうちは親が管理していて、どこの時点で本人に引き渡すのか、とかね。
- 小野補佐 最初にもらった通知だけでは番号の管理は難しいと思われるので、いずれは番号カードを作るかと思います。身分証明書の代わりとして住基カードを使っている方についてもいずれ切り替えることとなります。そういう状況において、高齢者の方がカードの管理に不安を感じるという方が出てくるかと思います。ネットワーク上の管理はもちろんですが、実際のカードの安全な保管についても周知していかなければならないと考えています。
- 松田委員 スケジュールの中で平成27年10月から番号の通知の開始とありますが、これが3年位かかるわけですか。各自治体で一斉に通知するものではないのですか。
- 小野補佐 通知はJ-LISから一斉に出します。個人番号は通知で知ることができますが、それを使うためにカードを持ちたいという場合は平成28年の1月以降に申請する形になります。
- 松田委員 番号の通知は10月から美里町でも始まるわけですか。
- 小野補佐 はい。原則としては市町村の実施事務とはなっていますが、一括委託する形になると思います。
- 松田委員 ということは、赤ちゃんも含めて家族全員分の個人番号が発送されるわけですね。
- 小野補佐 はい。郵便局が配布しきれるかという問題はありますが。
- 松田委員 それでは、国ではもう番号が決まっているのですか。
- 小野補佐 詳細は分かりかねますが、番号を振る仕組みは準備しているかと思います。
- 松田委員 カードを作りたい場合は自分で申請することになるのですね。
- 伊勢課長 番号の通知にはカードの申請書が同封されており、希望する方は必要事項を記入して町に出すという手続です。
- 松田委員 カードは無料で発行するものと思いますが、条例の整備のところでは手数料のことが書いているようですが。
- 森主事 最初に発行するものは無料ですが、破損や紛失した場合の再発行の手数料を徴収するかどうかは自治体の判断ということになります。
- 松田委員 この制度を国で運用するのに年間1000億円位かかるということを知ったのですが、町でも相当の経費がかかるのでしょうか。全部国から補助金がくるのですか。
- 小野補佐 最初の資料説明でシステム改修の話がありましたが、これに伴う住基や税のシステム改修については、基準額がありまして、全額ではないですが補助金があります。一部について補助金で十分補填されない場合は普通交付税で措置されます。今後のランニングコストの財政負担については国からは何も出ていないと思います。また、役場は職員を従業員として持っている事業所としての性格も持っています。行政庁としての住民の個人番号の管理と事業所としての職員の個人番号の管理という部分も出てきます。全部一緒にすることはできない

のですが、どれくらいの経費がかかるかということは、まだはっきりしていないのが現状です。

松田委員 一種の社会インフラ整備で必要なことですから、コストがかかってもやらなくてはならないし、社会が潤うのではないですかね。

10月に発送が開始されるということですが、選挙のように大量に発送する場合はどれくらいの日数がかかるのですか。

小野補佐 選挙の入場券の発送等の場合は、日数はケースバイケースですが、事前に郵便局と打ち合わせして準備を進めます。今回の場合は、市町村事務ですが、機構に委託する形で進んでいますので、どういう形で来るかは分かりません。事務を担う町民生活課の方でつめていき、近くなりましたら広報等でお知らせすることになるかと思えます。

鎌田会長 マイナンバー制度について他に何かありますか。国がシステムとしてこういうことをやるということですから、審査会としてはこれに関わる事案が発生したときは、その都度対応していくしかないと思えます。

そのようなことでよろしいですね。それでは議事の2番目、個人情報保護条例の一部改正について。これは6月の議会で諮ったと聞いています。その辺りも含めて事務局からお願いします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 それで、議会での結果はどうでしたか。

森主事 議会では原案どおり可決されました。現在、公布の進んでいる状況です。

鎌田会長 議会で可決したことということですから、審査会としては良としたいと思うのですが、今の説明について何か質問等がありますか。

松田委員 時間をかけて精査したいという気はしますね。特定個人情報の扱いについては、今までの規定は通用しないというのが主な趣旨ですね。

森主事 はい。

鎌田会長 おそらく議会でもいろいろ質問されたかと思えます。何か問題が生じたとき、改めて審査したいと思えますが、いかがでしょうか。

吉田委員 第18条第2項の開示請求権のところですが、かっこに「本人の委任による代理人」が追加されて、請求できる範囲が広がっているように読めるのですが、どのような意図なのでしょう。

森主事 個人情報の本人に対して、自分の個人情報をよりコントロールする権利を与えるというものです。法定代理人だけでなく、自分が選んだ代理人でもできるようにするというものです。

吉田委員 むしろ範囲が広がっているということですね。

松田委員 未成年者は何歳からでもできるのですか。

森主事 特段制限はありません。

松田委員 小学生が番号を聞くこともできるのですね。

小野補佐 番号はあくまでも本人に通知されていますので、開示請求者として問題がなければできるということです。聞いて教えてもらえるとかいうことではないです。

松田委員 未成年者は法定代理人を連れてこないとだめということですね。

森主事 基本的には法定代理人が行うこととなりますが、「又は」ですので、本人でも委任による代理人でもできるということになります。

松田委員 「又は」というと両方できるという意味ですから、「又は」がなければ未成年者は法定代理人を連れてこなければならぬけれども、「又は」が入るので両方できるという解釈してしまったのですが。古川委員いかがですか。

古川委員 難しいですね。この条文は美里町のオリジナルなのですか。何か参考にしたものがあるのですか。

森主事 内閣府と全国町村会という2つの機関からベースとなるモデル条例が示されておりまして、それを参考しました。

松田委員 私が今質問したようなことは想定していなかったのですか。

森主事 先ほどの質問について補足で説明をします。この第18条ですが、新旧対照表では1項が略されていますが、まず、1項で本人が開示請求できますという規定になっています。そして、2項で法定代理人が本人に代わって請求できると規定しています。1項で本人、2項で法定代理人の請求が規定されています。かっこのところで特定個人情報の場合は、法定代理人に加えて委任による代理人もできることを規定しています。

松田委員 子どもが来て手続をした場合は、それに対しても与えなければならないということですか。

森主事 はい。子どもでもできます。

松田委員 大事にしなければならないと言いながら、矛盾しているような感じがするのですが。

吉田委員 解釈が間違っていないですか。第2項は法定代理人が本人に代わって開示請求できるとあります。この文章に修飾語がくっついていると思います。どういう法定代理人かということ、未成年者若しくは成年後見人の法定代理人ということ、未成年者は本人に代わって開示請求できません。

森主事 その通りです。

吉田委員 私が疑問に思ったのは、一般の個人情報については、法定代理人だけになっているのに、特定個人情報にあっては法定代理人に加えて委任による代理人もできるようになります。この追加した理由は何かということですか。

森主事 趣旨としては、本人の関与を強めるというものです。例えば、子どもが父母と険悪な関係になっていたときに、子どもが委任した弁護士が代理人として開示請求をすることもできるということ、本人の意向を大切にすることです。

鎌田会長 より開かれた形にしたのかなという感じですね。

小野補佐 関連してマイポータルというものがあります。自分の個人番号の利用履歴を確認できるようになります。この条例改正を見ても本人の関与を強めていこうという国の意向があるようです。

松田委員 第18条第2項については、「本人に代わって」までかっこすると分かりやすいのではないですか。未成年者が開示請求できるのですよね。

吉田委員 第2項では未成年者が開示請求できることにはふれておりません。第1項で本人ができると規定されていて、未成年者も本人として請求できるということですよ。

小野補佐 そうです。

吉田委員 条文としては特に違和感はありません。これでいいと思います。

小野補佐 まず1項で本人の請求、2項で法定代理人が本人に代わって請求できるという規定になっていますが、今回の改正は会長が言われるとおり範囲を広げていると捉えていただければ分かりやすいと思います。「又は」、「若しくは」の部分でどこまでの範囲か若干分かりにくい部分がありますが、そのように捉えてもらえればと思います。

鎌田会長 今日は審査会と言っても、委員の理解を深めるという性格も有していますが、疑問点等あれば出してもらって結構です。他に何かありますか。

なければ次に進みます。議事の3番目、美里町個人番号の利用に関する条例(案)について、事務局から説明をお願いします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 このような条例を一度で理解するのは難しいかと思います。やはり一度目を通していただいて、疑問点等があればその都度確認していくのがよろしいかと思います。この条例案は9月の議会に提出する予定ということですね。

森主事 はい。それに向けてパブリックコメントを7月8日から30日間実施します。

鎌田会長 何か十分に理解したとは言えない状況ですが、条例案として一度だけでは理解できないと思いますので、再度検討する機会があればいいのかなと思います。

平成26年度の個人情報の開示請求はゼロだったと思います。今後、マイナンバー制度が始まると審査会にかかる案件としてはどのような傾向が考えられますか。

森主事 審査会の案件としてはやはり個人情報の開示、訂正、利用停止請求に対する不服申立てがメインになるかと思います。あとは個人情報に係る重要事項ということで、今回このような形で開催していただきました。制度としてはこれをもって概ね構築されることとなりますので、あとは運用していく中で問題が生じた場合は、その都度検討するような形になると思います。

鎌田会長 そのような形でよろしいですか。

(「はい」の声)

他に何かありますか。

松田委員 スケジュールがせまっているのは分かりますが、もう少し勉強会のような形で開催することはできないでしょうか。

小野補佐 番号制度は法的な事務ではあるものの、住民への影響が大きいことから、諮問事項ではないですが、今回お集まりいただき、報告、審議していただいたところです。国としては概要の情報を出していますが、詳細なところが流れてなくて、市町村としては情報探しをしているところです。極端に言うとシステム業者の方が情報の掴みが早いような状況にあります。役場として情報収集をしていかなければならないのはもちろんですが、反面、市町村の実態を反映しないで動く部分もあるので、私どももはっきり分からないままで皆さんと勉強会をするというのは難しい部分があります。例えば10月に通知が發送されて、その時点で本当に制度がきれいに設計できているのか、という辺りであれば、もしかしてよりしっかり整理した上で委員皆さんのご意見を伺えるのかなという気がします。その前に事務局でもう一度整理した上でとなると、実務に追われて情報整理を十分にできないままで開催する形になりますので、逆に委員皆さんにご迷惑をおかけしてしまうのではないかと思います。

松田委員 登録簿を整理するときは、集中して何回が開催しました。事務局が良いと思っていろいろな目につかないところがあると思います。マイナンバーについては、やはり私自身もよく分からない部分があります。お互いに勉強していくのがよろしいのではないのでしょうか。なおさら職員の方は町民にお知らせしていくわけですね。我々とのやり取りの中で新たに気がつく部分もあると思うし、10月から通知が始まるところで、ぎりぎりで審査会を開催したような気もするし、もう少し積極的になってもいいのかなという気がします。

小野補佐 番号制度に関しては、制度設計はしっかりしていますが、実施方法がはっきりしていない部分があります。法律があって、法律に基づく条例を作ること、今は入口の部分かと思います。それから番号が通知されて、それを実際にどう使うかという実務の部分があります。また、心配な部分は年金機構であったような情報漏えいとセキュリティの問題です。そういった要素と登録簿の事務的な整理とは違った部分があると思います。法令や条例の書面だけではイメージがわからないというのはあると思います。委員皆さんにしっかり説明できないようでは町民に対しても説明できないのは事実です。時間をとって勉強しましょうということであれば、是非お力添えをいただければありがたいとは思いますが、どうしてもシステムの話、セキュリティ、ネットワークの話になっていきますので、目に見える個人情報の取扱の話とは違ったものになってきます。そういった部分を踏まえた上で、是非ということであれば、何回かやっていければと思います。

松田委員 パブリックコメントに寄せられた意見を知りたいというものありますね。

小野補佐 確かにパブコメの後に開催するのもいいかもしれないですね。

鎌田会長 パブコメは7月いっぱいですか。

森主事 8月6日までです。

鎌田会長 その締切後にどういったコメントが寄せられたか、一度話をするのも意義があるような気がしますね。私としては10月に番号が通知された後、そうい



った区切りの後に一度集まるのがいいような気がします。いつということではなく、事務局で検討いただけますか。

松田委員 9月に議会があるのでもっと早めにやったらどうですか。

小野補佐 開催するとすれば、盆明けだと議会の議案調整に入りますので、その前、パブコメ後速やかにという形でしょうか。それから会長からお話しがあったとおり、10月に実際に番号が通知された後に、というのもいいような気がします。

鎌田会長 その時期であれば、この条例案が議会でどのように審議されたか、その経過報告も含めて開催してはどうかと思うのですが、どうでしょうか。私としては事務局にお任せしたいと思います。時期としては、10月に番号が通知された後の方がいいような気がします。いかがでしょうか。

佐藤委員 私もそう思います。

小野補佐 それでは、次回については10月を目途に調整させていただきたいと思いません。

松田委員 とにかく分からないことが多いですからね。我々としてももうちょっと知りたいというのがありますね。聞かれたら答えなくはないし。

小野補佐 制度構築から実務まで幅が広いですからね。今回は、法令的な部分を活字だけで説明させていただきましたが、実務的にどうなのかという部分が掴みにくかったことについてはお詫びさせていただきます。次回、どのようなものを準備すれば皆さんが分かりやすいか、時間があるときにでもアドバイスいただければ、イメージを共有して情報整理していけると思います。

鎌田会長 それでは、マイナンバー制度については若干消化不良な部分があるとは思いますが、一応これで本日の会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年7月21日

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_